

## 中小企業を支援

### コロナ融資の借換制度など、経営の安定・向上にご活用ください

区では、区内中小企業者の方が事業資金を低金利で借り入れができるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。

この制度は、区が直接融資するのではなく、金融機関が区の定める条件の範囲で融資を行うものです。

借り入れにあたっては、区の紹介を受けた後、金融機関および東京信用保証協会の審査がありますので、期間に余裕を持つてお手続きください。

#### コロナ融資の借換制度を開始!

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化している事を踏まえ、コロナ融資の借換制度を開始します。各制度の詳細は区ホームページをご覧ください。

借り入れ後は、区が設定した

### 必ず年1回の接種を

犬の飼い主には、狂犬病予防法で生涯1回の登録と年1回(4~6月)の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬

病予防注射を忘れずに受けましょう。注射を受ける際には、動物病院に事前にお問い合わせのうえ、注射を受けてください。

※例年4月に実施している狂犬病予防定期集合注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

【生後91日以上の飼い犬登録】

飼い主には、犬の登録と鑑札の交付が必要です。新しく犬を飼い始めた方、登録がお済みでない方は保健所、区役所、各出張所

まとめて補助金として交付します。

#### 経営相談をご利用ください

土曜日や夜間にZOOMでご相談ができるようになりました。ご利用の際は融資相談係までお問い合わせください。

【問】経済課融資相談係

☎ (3647) 2331  
FAX (3647) 8442

## 春の全国交通安全運動

### 4月6日(火)～15日(木)

「世界」の交通安全都市TOKYOを目指して、KYOを目指して」をスローガンに春の全国交通安全運動が行われます。運動の重点として、左記4つの重点を定めています。

1. こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

2. 自転車の安全利用の推進

3. 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

4. 二輪車の交通事故防止

## 老朽建築物の除却助成

昭和5年以前に建てられた木造住宅など

区では、昭和5年5月31日以前に着工した耐震性が不足する

老朽木造住宅に対して、除却費

用の一部を助成する制度を設け

ています。着工時期により、要

件や手続きが異なりますので、お気軽にご相談ください。

「助成額(除却に要する費用の2分の1(上限50万円)」

【申請受付期間】4月1日(木)～令和4年1月末(令和4年2月末までに工事完了の手続きができるものに限る)

【注意事項】○除却工事の契約前に申請が必要です。契約済みの場合は対象外となります。

○昭和46年～56年5月末以前に

○除却工事の契約前に申請が必要です。契約済みの場合は対象外となります。

○除却工事の契約前に申請が必要です。契約済みの場合は対象外となります。

○除却工事の契約前に申請が必要です。契約済みの場合は対象外となります。

○除却工事の契約前に申請が必要です。契約済みの場合は対象外となります。

○除却工事の契約前に申請が必要です。契約済みの場合は対象外となります。

○除却工事の契約前に申請が必要です。契約済みの場合は対象外となります。

人ひとりが交通ルールを守り、交通事故を防ぎましょう。

【問】交通対策課交通係

☎ (3647) 4784  
FAX (3647) 9287

【問】城東警察署交通係

☎ (3641) 0110  
FAX (3641) 6250

【問】深川警察署交通係

☎ (3647) 4784  
FAX (3647) 9287

【問】東京湾岸警察署交通係

☎ (3615) 0110  
FAX (3615) 3570

【問】東京警察署交通係

☎ (3529) 2402  
FAX (3529) 2402

#### 令和3年度 江東区中小企業融資制度(主な資金)

資金名	融資限度額	返済期間(据置)	年利(%)	利子補助率(%)	自己負担率(%)	備考
新型コロナウイルス感染症対策資金	(運転)(借換)※1	2,000万円	9年(24か月)	1.9	1.9	当初2年
				1.6	0.3	3年目以降
小規模企業特別資金(一般)	(運転)(設備)	2,000万円	6年(6か月)	1.9	0.7	従業員数が、卸・小売業(飲食業含む)、サービス業は5人以下、製造業等は20人以下
				1.9	1.2	※1 新型コロナウイルス感染症対策資金のみ借換可能です。その他の資金は借換できません。また、同資金のみ据え置き期間中の借換も可能です。
小規模企業特別資金(小口零細企業保証制度)	(運転)(設備)(借換)	各資金合計	6年(6か月、借換なし)	1.9	0.7	1.2
				1.9	1.2	※2 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限です。
創業支援資金	(運転)(設備)	1,000万円	6年(12か月)	2.1	1.8	※3 商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店会長の推薦を受けて利用する場合、利子補助率を優遇します。
				1.9	0.2	※4 特定創業者特例は、区の特定創業支援等事業の制度を受けた方が、その証明書をもって創業支援資金を利用した場合に、借入当初から36か月間の利子を全額補助します。
運転資金		1,500万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1
設備資金		2,000万円	9年(6か月)	2.1	0.8	1.3

◎その他の融資制度についてはお問い合わせください。

◎上記の受付期間は、4月～令和4年3月です。区の融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、リーフレット・区ホームページをご確認ください。

※1 新型コロナウイルス感染症対策資金のみ借換可能です。その他の資金は借換できません。また、同資金のみ据え置き期間中の借換も可能です。

※2 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限です。

※3 商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店会長の推薦を受けて利用する場合、利子補助率を優遇します。

※4 特定創業者特例は、区の特定創業支援等事業の制度を受けた方が、その証明書をもって創業支援資金を利用した場合に、借入当初から36か月間の利子を全額補助します。

【問】建築調整課建築防災係

☎ (3647) 9764  
FAX (3647) 9009

【問】地域整備課不燃化推進係

☎ (3647) 9491  
FAX (3647) 9009

【問】保健所生活衛生課生活衛生係

☎ (3647) 5844  
FAX (3647) 7171